

## 社会福祉法人照桑福祉会 行動計画

女性職員がより働きやすい職場の環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

○ 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの 2年間

○ 目標

- すべての職員の有給取得率を30%以上とする。特に入職3年目までは70%とし、全職員平均を50%とする。
- 特別休暇を増やし、勤務時間に余裕を持たせる。
- 子の看護休暇を有給とする。

○ 取組内容・実施時期

令和4年7月～ 令和3年度の有休取得率調査

主任部会を中心に働きやすい環境作りに取り組み、業務内容の見直しや効率化に向けた取り組みを推進し、有休が取得しやすい環境を構築する。

令和4年8月～ 調査結果を職員に公表し有給取得を呼びかける

令和5年4月～ ①特別休暇（働き方応援休暇を従来の5日間から10日間に増やす）

②子の看護休暇を有給とする（子の行事休暇としての利用もできる）